

～経済的な理由で入学用品の購入にお困りの方へ～

# 新小学校1年生を対象に入学準備金を支給します。



来年度小学校に入学されるお子さんのいるご家庭で、経済的な理由により、ランドセルや体育着など、入学用品の購入にお困りの方に対して、「就学援助制度」から入学準備金を支給します。

## ◆ 支給の対象となる方

経済的に困窮している世帯で、小学校入学時に宇都宮市にお住まいであり、お子さんが宇都宮市内の市立または国立の小学校に入学される方が対象になります。

《経済的に困窮している世帯とは?》

### ① 世帯全員の前年所得が生活保護基準の1.3倍未満の世帯

生活保護基準は世帯構成(人数・年齢等)や家賃の有無等により異なります。また、住民票が同じ方は、同一世帯として所得審査の対象となります。

※ 借入状況(住宅ローン等)を考慮することはできません。

『モデル世帯』 認定の基準となる 所得金額の目安 (令和7年度)	世帯人数	2人		3人		4人
	世帯構成	大人1人 新入学生1人	大人1人 新入学生1人 未就学児1人	大人1人 小学生1人 新入学生1人	大人2人 小学生1人 新小学生1人	
前年中の世帯全員の総所得金額		200万円程度	240万円程度	260万円程度	270万円程度	

### ② ひとり親家庭で児童扶養手当の受給が決定した世帯

### ③ 年度内に生活保護が停止または廃止となった世帯

### ④ 病気・災害などで収入が著しく減少した世帯 など

## ◆ 手続き方法



### ステップ1

2ページのフローチャートをご覧ください、入学準備金の申請対象となるか、確認をしてください。



### ステップ2

申請対象となる方は、右下のQRコードから「宇都宮市電子申請共通システム」にアクセスし、右上の新規登録ボタンから登録を行ってください。

登録後、画面上部の「手続き一覧(個人向け)」ページから「就学援助費(入学準備金)の申請」を選んで、画面に従って申請を行ってください。

※令和7年1月2日以降に宇都宮市へ転入された方については、令和7年度課税証明書の郵送、もしくはマイナンバーの窓口提出が必要です(世帯員全員分)

**申請期限：令和8年1月9日(金)**

※審査結果については、2月下旬(予定)に通知をお送りします。

宇都宮市電子申請共通システムはこちらから!

(または「宇都宮市電子申請共通システム」で検索!)

## ◆ 支給金額・支給時期

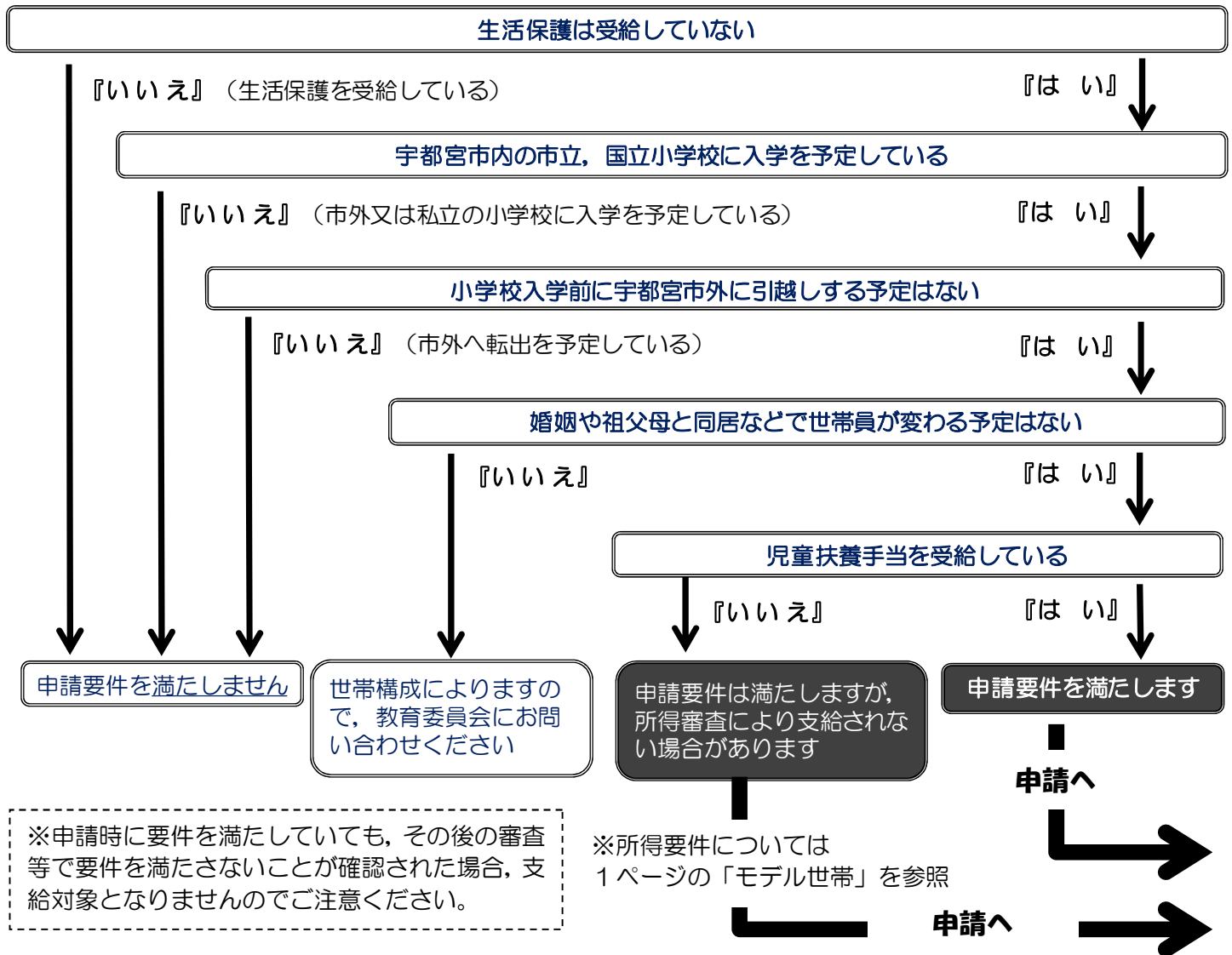
支給額：57,060円

支給時期：令和8年2月下旬(予定)

(指定の口座に振込)



○申請対象者フローチャート(必ず確認してください)



★ご注意いただきたいこと

- 令和7年度(令和6年中の所得)の申告がお済でない方がいる場合は、必ず、税務署または宇都宮市役所市民税課(2階)で申告をお願いします。
- 令和7年1月2日以降に市外から転入した方は、令和7年度課税証明書を郵送か窓口での提出、もしくは、マイナンバーの学校管理課窓口への提出が必要となります(世帯員全員分)。
- 既に小・中学校に在籍している兄弟姉妹が就学援助を受けていても、入学準備金支給のための申請は必要となりますので、期限までに申請書を提出してください。
- 入学準備金の支給を受けた後に、市外への転出、私立小学校へ入学となった場合には、返金となります。
- 入学準備金の認定を受けても、入学後に就学援助を希望する場合は改めて申請が必要となります。

★郵送による課税証明書の提出先・窓口・お問い合わせ先

〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 (市役所13階 平日: 8:30~17:15)  
 宇都宮市教育委員会事務局 学校管理課 就学グループ (電話: 632-2724)

